

審議内容

《開催結果の概要》

- 事務局より第3回経営審議会後の修正報告（資料番号1）とパブリックコメント実施結果の報告（資料番号2）を行った。
- ビジョン本編で気づいた点があれば、9月末を目途に事務局まで連絡すること。軽微な修正は会長一任とし、大きな修正があれば次回の審議会の議題に挙げることとなった。
- 下水道事業経営戦略に係る今後10年間の財政計画（資料番号3）について説明・質疑応答を行った。
- 以降の経営審議会に関するスケジュール（資料番号4）の説明を行った。次回の審議会は10月下旬～11月上旬の予定とし、答申書について審議予定である。

《議事概要》

事務局： 審議会開催に当たって委員の出席状況について、9名の委員ご出席いただいております。経営審議会規程第4条第3項の規定により、会議が成立していることを報告及び配布資料等確認。

本会議の会議録は、発言内容を要約筆記で作成し、公表することを説明。

副市長： 開会のあいさつ

会長： 会長のあいさつ

《第3回審議会の修正報告（資料番号1）とパブリックコメント実施結果の報告（資料番号2）について報告》

事務局： 資料番号1、2について報告と説明

会長： 質問や意見はあるか。

委員： 資料番号1で、No.9の事務局案は、第3回審議会以降に、城陽市で財政問題を解決していくための具体的な取り組みの考え方を記載されたという理解でよいか。

事務局： その通りである。

審議内容

会 長： その他意見にはないか。

一 同： 意見無し

会長： ビジョン案本編について、全体を通りしての意見はないか。

一 同： 意見無し

会 長： ビジョン本編で気づいた点があれば、9月末を目途に事務局へ連絡すること。
軽微な修正は会長一任とし、大きな修正等があれば次回の審議会の議題とする。

《城陽市上下水道経営審議会 財政計画等資料（資料番号3）の説明》

事務局： 資料番号3について説明

委 員： 減免の対象世帯数について、下水道が水道よりも少ないのはなぜか。

事務局： 下水道の方が水道よりも未接続の人が多く、浄化槽を設置している人がいる
ためである。

委 員： 料金改定率は14.5%とのことだが、P.8の②で大口の改定率が20%を
超えているように思う。これは大口の改定率を高く設定しているのか。

事務局： 全体の改定率として14.5%としている。本来は料金体系の階層ごとに改
定率を設定するものであり、現時点での試算値である。

委 員： 新型コロナの影響で、経済界もダメージを受けている。料金改定の必要性は
十分わかるが大口の使用料改定率を高める場合は、何らかの緩和措置もぜひ講
じてほしい。

事務局： 企業活動の停滞は従業員への生活に直結し、また地域の経済自体が低下する
と、当然使用いただく量も減ってしまう。使用料収入の悪化も懸念される。料
金区分ごとに改定率を定めていく中で、全体のバランスを見ながら緩和措置を
検討したい。

委 員： P.7の使用料収入について、今後人口減少が想定される中で、令和3年以降
8年まで収入が増加する推計となっている要因は。

事務局： 新市街地などによる増収要因と令和6年の東部丘陵地の開発を見込んでいる。
一般家庭は基本的に減少傾向で見込んでいる。

審議内容

委員： 財政計画には、現行の減免制度は見込まれているのか。

事務局： 財政計画に減免制度を見込んでいる。経年の推移では対象者が増えている。
現状約7百万円に対し、変動はあるが年々50万～100万円と増えている。

委員：(1) 収入のうち、他会計補助金が増減している。今後の見通しはどうか。
ののか。

(2) 流域下水道維持管理負担金（支出）の動向はどうか。

事務局：(1) P. 7より収益・資本的収入の他会計補助金で合計6億円/年がベースで、
加えて令和3年から11年までは合計3.8億円を上乗せして繰り入れするこ
とを市財政部局と調整済みである。

(2) 流域下水道維持管理負担金（支出）については、府流域下水道事業側から
明確な数値が無いとのことで、現行の負担金単価で試算している。昨年度から
流域下水道事業が公営企業会計となり負担金単価が議論されていることから、
動向を踏まえて、中間見直し等の機会に、適宜見直しを図っていきたい。

委員：(1) 現行のままで経営を進めると、10年後の不足額がいくらになるから、そ
の不足分を何で補うかという説明にしてほしい。今の説明では不足額が20億
円で、4億円は繰入金、残り16億円は使用料で賄うことになるかと理解である。

(2) 使用料改定の目的を明確にしてほしい。資金不足解消後は、今後の展開と
して、使用料を下げることも考えられると思う。

(3) 「補助金」は本来負担するもの以外に、助ける意味合いもあるが、国が認
める分は繰入れとして負担金、それ以外も含まれている場合は「補助金」とい
う言葉が正確と思う。

(4) 使用料単価で他市と比較しているが、他市では使用料を安く抑えるために
一般会計からの負担（補助金）を多く行っている場合もあるため、単純に比較
するのではなく、注意が必要。本来は、使用料の対象となる原価を示し、それ
に対する使用料収入を議論すべき。

(5) 水道ビジョンの審議の時も言ったが、減免制度は昔の福祉的施策に基づく
ので、下水道会計から負担する考え方はおかしいと思う。負担すべきところは
負担していただくという意味を通していただきたいと思う。

審議内容

事務局：(1) について、概ね説明して頂いた通りで、現在のシミュレートでいくとその通りである。

(2) 中間見直し等の機会があるため、頂く必要が無いものは適宜見直していきたい。

(3) 繰入金の方が正確な意味合いのため、表現は検討する。

(4) 各市町で違う部分があるので、説明時には補足するようにする。

(5) 今回も意見を頂いたので、内部で詰めていきたい。

会 長： 前回の下水道使用料改定はいつ行ったか。

事務局： 消費税増税に伴う改定を除けば、平成20年10月の改定が最終である。

会 長： 最後に、今後のスケジュールについて説明を事務局より願います。

《城陽市上下水道経営審議会 今後のスケジュールについて（資料番号4）の説明》

事務局： 今後のスケジュールについて、10月下旬～11月上旬の最終回の予定とし、答申書の案について審議いただく予定となる。答申については第5回で審議内容をまとめ、経営審議会から公営企業管理者に提出いただくことになる。

審議の進捗、コロナ禍等の状況によっては、日程を変更する場合もあるのでご了承いただきたい。

会 長： 今後のスケジュールについて、意見はあるか。

一 同： 意見無し

会 長： その他、何かあるか。

一 同： 意見無し

事務局： 散会

以 上